

「草津市統合型地図情報システム及び公開型地図情報システム更新業務」仕様書

1 草津市統合型・公開型 GIS 構築の目的

本市における地理情報の一元的な管理や、情報の共有・活用など、行政事務の更なる効率化・高度化及び行政サービスの向上を図るため、全庁的な統合型地図情報システム（以下、「統合型 GIS」という。）及び公開型地図情報システム（以下、「公開型 GIS」という。）の構築を行うものとする。（以下、構築する両システムを指す場合は「本システム」という。）

本システムにあたっては、操作性や機能性、速度等が優れていることや、運用管理等が容易なシステムであること、また、行政評価や政策支援にも活用可能なシステムであることを重要とする。

2 本システムの基本要件

(1)【統合型・公開型共通】

- ① Web 型の統合型・公開型 GIS として運用することを想定して開発されたパッケージ製品を使用して構築すること。
- ② 容易な操作性とユーザインターフェイスに優れた処理画面を有すること。
- ③ 利用者がストレスなく操作ができるよう動作速度が優れていること。
- ④ 情報の相互利用を可能とするため、Shape 形式でのデータインポート及びエクスポート機能を有すること。
- ⑤ 統合型 GIS から公開型 GIS へのデータアップロードが可能であること。
- ⑥ 標準座標系は世界測地系とすること。
- ⑦ バージョンアップなどの方法により概ね 5 年程度の期間において最適な状態で利用できること。昨今の ICT 環境の急速な変化に迅速に対応できること。
- ⑧ 令和 9 年 3 月 1 日からシステムの本稼働が開始できること。

(2)【統合型】

- ① ベースマップは、株式会社ゼンリン「Zmap-TOWN II」及び基盤地図とし、ゼンリンの「Zmap-TOWN II」については、最新の地図が公開された場合、可能な限り早期に反映させること。
- ② 職員自身でのレイヤーの追加、データ更新等が行いやすいこと。
- ③ 庁内のさまざまな地図を用いた業務に対応できるよう、汎用的かつ高機能なシステムであること。
- ④ GIS エンジンを実クライアント端末にインストールする必要がないこと。
- ⑤ 庁内個別 GIS をできる限り統合できる汎用的な機能を有すること。また、業務毎に専用機能が必要な場合、アドオン形式で専用機能を追加可能なシステムで

あること。

- ⑥ 同時接続可能なユーザー数は 15 以上であること。
- ⑦ 登録できるユーザー数は、所属数（約 120）以上であること。
- ⑧ ID、パスワードにより、ユーザーの認証を行うことができること。
- ⑨ 管理ユーザーについては、ユーザーの追加、権限設定、削除ができること。
- ⑩ 安全性、安定性及び拡張性が確保されたパッケージシステムであること。
- ⑪ 契約終了後、次期システムに更新となる場合は、確実にシステムの移行ができるよう、本市及び移行後の事業者と調整を行うこと。また、本システムの地図データ、レイヤー等のデータを次期システム移行に最適な形式で抽出し、本市に提供すること。

（３）【公開型】

- ① ベースマップは、インターネット利用者に広く普及している地図を利用するものとする。
- ② 複数のウィンドウの立ち上げを抑えるため、極力新しくウィンドウを開くことがないように操作性に配慮すること。
- ③ 誤った情報をインターネット上に公開しないよう、工夫されたシステムであること。
- ④ Web ブラウザのみで公開型 GIS を利用できることとし、事前に特別なアプリケーションのインストールを必要としないこと。
- ⑤ 管理側の同時接続可能なユーザー数は 15 以上であること。
- ⑥ 閲覧側の同時接続数はフリーライセンスとする。
- ⑦ 管理画面上で、ID、パスワードの入力により、ユーザーの認証を行うことができること。

（４）【その他】

具体的な機能要件については、「様式 4 機能要件確認表」を参照すること。なお、本システムについては現行システム（アジア航測株式会社）からの更新による構築となるので留意すること。

3 セットアップデータ

（１）【統合型】

「別紙 1 統合型 GIS 背景図データ一覧」のデータを予定している。データの提供形式については、Shape 形式を基本とする。

(2)【公開型】

「別紙2 公開型 GIS 背景図データ一覧」のデータを予定している。データの提供形式については、Shape 形式を基本とする。

4 現行システムからのデータ移行

(1)【統合型】

「別紙3 統合型 GIS 移行レイヤー一覧」のデータを予定している。移行作業時には予定数が変動する可能性があるので留意し対応すること。データの提供形式については、Shape 形式を基本とする。また、職員個人がローカル環境に保存している現行システムのレイヤー（Shape 形式で抽出可能）が本システム移行後も稼働できるように調整すること。

(2)【公開型】

「別紙4 公開型 GIS 移行レイヤー一覧」のデータが対象範囲となる。データの提供形式については、Shape 形式を基本とする。

上記（1）と同様、移行作業時には予定数が変動する可能性があるので、留意し対応すること。

5 サービス提供形態

(1)【統合型】

オンプレミス方式、クラウド型、L G W A N - A S P 方式のいずれかによるものとし、本システムに最適な構成で提案すること。

受託者がデータセンターを調達する場合は、データセンターおよび通信回線の利用料は受託者の負担とするので見積に含めること。また、通信回線は既存回線と同じレベルとすること。データセンターの調達にあたっては、経済産業省が策定した「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン」に準じた物理的なセキュリティが確保された場所であり、入退室管理や不正アクセス対策などの情報セキュリティ対策を講じている場所であること。（別紙5「データセンター要件」を準拠のこと。規定外の場合でも、過去無事故の実績であることを提示すれば、要件に準ずるものと認める。）

(2)【公開型】

インターネット回線を利用した ASP 方式としてサービス提供すること。データセンターへのシステム管理者・データ管理者としてのアクセス許可は、委託者及び受託者の限られた端末のみに制限し、加えて ID とパスワードによるログインを必要とする利用制限を施すこと。

6 クライアント端末対応要件

下記仕様のパソコンに対応すること。また、Microsoft 社より Windows、Microsoft Edge 等のブラウザの新バージョンが公開された際には、可能な限り早期に本システムを対応させること。

(1) 【統合型】

- ・ CPU : Intel Core-i5-1135G7 2.4GHz 以上
- ・ メモリー : 8GB 以上
- ・ OS : Windows11 以降
- ・ ブラウザ : Microsoft Edge
- ・ ディスプレイ : 15.6 インチ FHD (1,920 ドット×1,080 ドット)
15.6 インチ HD (1,366 ドット×768 ドット)

(2) 【公開型】

- ・ OS : Windows11 以降
- ・ メモリー : 1GB 以上
- ・ ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome 必須、他、Mozilla FireFox、iOS Safari 等、多くのブラウザに対応していることが望ましい。

7. システム構築時の調整

(1) 【統合型、公開型共通】

- ① 本システムの本稼働開始までに、運用環境へのデータ設定、運用テストを行うこと。
- ② 本システムを運用するために必要な ID、パスワードの設定、ユーザー及びグループごとの権限設定、セキュリティ設定を行うこと。
- ③ 本システムの本稼働開始までに、本システムの仮稼働を行い、表示時間、表示内容、システム機能について確認し、本市の仕様を満たすよう各種調整を実施すること。なお、確認項目の詳細は本市と協議し、決定するものとする。
- ④ セットアップした地図データ、レイヤー等がシステム上で正常稼働するよう検証を行い、本市が指示する指定期日までにデータ検証結果を報告すること。検証結果に不備がある場合には、早急にデータの修正を行うこと。
- ⑤ 現行システムからの移行については、現行システム導入業者と十分な調整を行い、必要に応じて対象所属に対して、データ更新の方法・頻度等をヒアリング調査し、移行計画を立案し安全で確実なシステム移行を実施すること。また、移行に際し不具合が生じた場合のリスク対策も含めて計画すること。

- ⑥ 現行システムからの移行に際し、不具合が生じた場合は、必要に応じて現行システム導入業者と協議を行い、受託者の負担によりその解消を行うこと。

8 システム運用時間

24 時間 365 日とする。

9 保守・運用サポート

- (1) システムが正常な状態で利用できるための保守を行うこと。
- (2) 24 時間 365 日体制でのサーバー運用監視を行い、障害発生時には迅速な対応ができること。(保守メンテナンス時間は除く) また、障害作業完了後、障害対応の報告書を提出すること。
- (3) セットアップしたデータについては、最低年に 1 回の更新に対応すること。
- (4) 住所検索データ及び地番検索データについては、年に 1 回の更新を行うこと。
- (5) 公開型 GIS への新たなマップ追加については、年に 1 回まで無償で対応すること。その際、1 回あたりのデータボリュームは、点データ・線データで 3 レイヤ程度とする。
- (6) 市がシステムを有効に活用できるよう、年に 1 回以上は操作説明会を実施すること。また、操作マニュアルの提供、質問に対する電話や現地訪問による対応を行うこと。

10 セキュリティ要件

- (1) システムのセキュリティについては、以下の要件を満たすものとする。
- (2) 不正侵入検知システム (IDS) を設置し、常時観測を行うこと。また、ファイアウォールにて不正なアクセスを遮断すること。
- (3) SSL を用いた暗号化対策を実施し、ネットワーク上でのデータ盗聴や漏洩を防止すること。
- (4) ウィルス対策ソフトウェアによるリアルタイム監視と定期的なウィルス感染チェックを行うこと。ユーザー利用にあたっては、ユーザー認証を必ず実施することとする。
- (5) ユーザパスワードには入力文字制約を設け、なりすまし対策を施すとともに、有効期限を設けて定期的な更新を可能にすること。
- (6) IDS による不正なアクセスチェックの他、データ編集では必ず更新者が特定される運用を行うこと。
- (7) 機器による制御 (ファイアウォール、ハブ、ルータ等) とソフトウェアによる制御 (ユーザ管理等) を行うこと。
- (1) 日次バックアップを一定期間保管し、万が一の障害の際は、即座にデータを復元できること。

1 1 履行期間

令和 9 年 3 月 1 日 から令和 14 年 2 月 29 日までの地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約とする。

1 2 その他

・環境配慮の周知について

受注者は、市ホームページに掲載している「環境にやさしい配慮指針」を確認の上、発注者が実施している環境マネジメントシステムに配慮した環境にやさしい事業活動を心掛けること。

(参照) 草津市ホームページー暮らし・手続きー環境ー草津市環境基本条例

また、草津市気候非常事態宣言の理念に基づき、ゼロカーボンシティの実現のため、温室効果ガスの低減に努めた事業活動を心掛けること。

・熱中症の予防について

本市は、熱中症予防を推進しており、また、労働安全衛生の観点からも事業主は熱中症による労働災害の防止に努めなければならないことから、特に梅雨から夏期にかけての時期は、次のことをはじめ、熱中症予防に万全を期すこと。

- ・高温多湿な作業場所での作業中は注意し、また頻繁に巡視を行うこと。
- ・無理な作業は控え、健康状態にも十分配慮すること。
- ・スポーツドリンク等の塩分を含む飲み物を摂取し、休憩をとるなど適切な対策を講じること。

(参照) 草津市ホームページー暮らし・手続きー防犯・安心・安全ー熱中症予防

・草津市の発注する物品の購入、役務の提供等（物品の買入れ、貸借、財産の売払い、その他役務提供、業務委託（建設工事等にかかる業務委託を除く。)) における暴力団員等による不当介入の排除について

(1) 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団員関係者、その他市発注工事等に対して不当な介入を行うすべての者）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合においては、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに草津警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

(2) 受注者は、前記により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により草津警察署に届け出るとともに、担当職員等に報告するものとする。

(通報書については、草津市ホームページ（事業者向けー入札・契約ー規則等ー物品の購入等における不当介入に対する通報・連絡について）に掲載)